

こどもの  
ひとり親家庭等  
重度心身障害者

福祉3医療（医療費助成） 窓口払い廃止のご案内

●診療時には・・・

医療機関に受診する際、  
医療費受給資格証（オレンジ色）と  
健康保険証を提示すると、医療費の

窓口支払いが不要です。（受診毎に提示してください）

※ひとり親医療費については子どものみ窓口払い不要となります。

●対象の医療機関・・・

R4.10.1 から埼玉県内全域で受給者資格証が使用できるようになりました。  
※一部受給者資格証が使用できない医療機関もございますので、医療機関の  
窓口にてご確認ください。

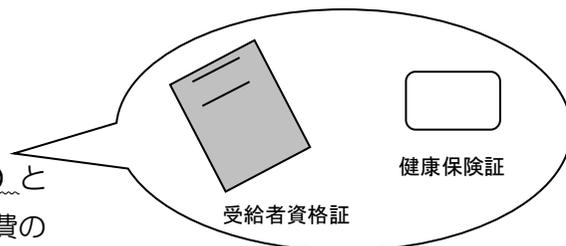
●学校・保育所・幼稚園でケガをされた場合・・・

学校・保育所・幼稚園内、通学・通園中のケガによる診療の場合、窓口の  
支払いが発生します。各医療費制度ではなく、学校等で加入している日本ス  
ポーツ振興センター災害共済給付の対象となりますので、ご注意ください。

また、第三者行為による疾病に関わる医療費や、就学援助制度など他の制  
度を利用できるときは、各医療費制度の対象とはなりません。

注1） 保険診療の対象とならない自費分（特定療養費の初診料、薬容器代、  
健康診断料、予防接種、差額ベッド料、文書料など）は窓口での支払  
いが発生します。思わぬ支払いが発生する場合も考えられますので、  
念のため必要な費用を必ずお持ちください。

注2） 転出などで越生町での受給資格がなくなった場合は、必ず届出をして  
ください。その際に受給資格証は各課窓口へご返却をお願いいたしま  
す。



注3） 健康保険証の変更、氏名変更、住所変更等こどもに関することで変更  
が生じた場合は、必ず届出をお願いします。

●次の場合は、下記の方法で申請してください

次の場合は、医療機関の窓口での支払いが発生し領収書が発行されますの  
で、対象の医療費支給申請書に領収書を添付し【こどもの医療費】・【ひと  
り親家庭等医療費】対象の方は子育て支援課へ、【重度心身障害者医療費】  
対象の方は、健康福祉課へ申請してください。

- ① 埼玉県外での受診。
- ② 医療機関に受診した際、受給資格証と健康保険証を忘れた場合。
- ③ 一医療機関の入院・通院別で一月（ひとつき）の支払いが21,000円  
以上かかる場合。

（窓口での支払いがなく診療を開始し、同月半ばで21,000円以上と  
なった場合、遡って当月分の医療費全てをお支払いいただきます。）

- ④ 重度心身障害者医療費対象のお子様が、ご入院された際に食事療養費  
が発生した場合。

（④の場合、こどもの医療費にて助成するため、ご入院された際は領収  
書の子育て支援課へお持ちください。）

問い合わせ

【こどもの医療費】・【ひとり親家庭等医療費】：子育て支援課子ども担当

【重度心身障害者医療費】：健康福祉課福祉担当